

○第198回肥料・飼料等専門調査会（非公開）

日時：令和6年4月17日（水）14：41～16：49

議事概要：

（1）飼料添加物（カシューナッツ殻液）*¹の食品健康影響評価について

審議の結果、カシューナッツ殻液は、本飼料添加物が、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

*¹飼料添加物として、牛用飼料に添加し、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給（牛の暖気中のメタンの削減）を目的に使用されます。

（2）動物用医薬品（スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤（動物用シノラル液））*²の食品健康影響評価について

審議の結果、継続審議となった。

*²動物用医薬品として、豚における大腸菌による細菌性下痢症、豚胸膜肺炎及びストレプトコッカス・スイス感染によるレンサ球菌症に使用されます。